

横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱

制 定 平成21年6月18日こ保整第254号(副市長決裁)

最近改正 令和5年4月1日こ保対第1047号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の定員枠及び施設を有効に活用するために保育園バスの購入等を行う者に対し、当該経費の一部を補助することにより、保育所待機児童の解消に資することを目的とする。

2 保育園バスの購入等を行う者に対する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例(昭和35年7月横浜市条例第15号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、条例及び補助金規則の例によりほか、次の各号の定めるところによる。

(1) 保育所等

ア 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の施設型給付費の支給に係る施設(認可保育所、認定こども園)のうち、認可保育所をいう。

イ 子ども・子育て支援法第29条の地域型保育給付費の支給に係る事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)のうち、小規模保育事業をいう。

ウ 横浜市既存施設連携型1,2歳児保育所内装整備費補助金交付要綱(令和3年3月こ施第982号)第2条第2項第4号に基づき、送迎を行う車両を購入する(リースを含む)、認可保育所、認定こども園(幼保連携型及び幼稚園型認定こども園)又は横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を行っている幼稚園をいう。

(2) 保育園バス 市内の保育所等において、乳幼児の送迎等を行う目的で、当該保育所等の設置者が自ら所有又はリースしている自家用自動車をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に保育所等を設置する法人又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの

(3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象の要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる要件は、市内に設置された保育所等において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 登降園の際に送迎を行うことにより、利用者の利便性の向上が図られ、当該保育所等の利用促

進が見込まれること。

- (2) 保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を可能とし、より豊かな保育環境を確保することにより、当該保育所等の利用促進が図られること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、市長が定める日までに保育園バスを運行するために必要な範囲で、次に掲げるものとする。ただし、自動車税等の自動車取得に係る税、車庫証明手続代行費用、納車費用等の諸費用、保険料及びリサイクル預託金は除く。

- (1) 保育園バスの車両（保育園バスの運行に必要と認められる付属品及びオプション費用を含む。）
購入費又はリース費（リース費においては、第8条第1項の規定による横浜市保育園バス購入等補助金交付の決定通知を受けた当該年度分、且つリースを開始した初年度分のみ対象経費とする。）
- (2) チャイルドシート等の備品購入費（1品5,000円以上のものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 保育所等における送迎用バスへの安全装置導入支援事業補助金交付要綱（令和5年こ保運第1773号）に定める安全装置の購入費、運搬費、設置費用及び工事費。
- (2) その他、公的助成金及び公的融資を受けるもの。

(補助金の算定)

第6条 補助金の額は、前条に規定する対象経費と認められる額（当該金額が3,200,000円を超える場合は、3,200,000円）に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、実施年度ごとに市長が定める日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書に添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第6条第3号の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、保育園バスの購入等のために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (2) 児童の送迎にあたっては、運転手とは別に、保育士等を1人以上添乗させること。

- (3) 方法・経路及び待機場所の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮し、特に安全確保については十分な対策を講じること。
- (4) 児童の健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- (5) 補助対象経費が減額した場合には、補助金交付予定金額を減額することがあること。補助対象経費が増額した場合には、補助金交付予定金額は変更しないこと。
- (6) その他、補助金規則及び横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項の規定による補助金の実績報告は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金事業実績報告書(第4号様式)により行わなければならない。

- 2 前項の報告書は、本補助金に係る支出後、速やかに提出しなければならない。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第3号に規定する書類とする。
- 4 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。
- 5 補助事業者が保育園バスの運行を休止または廃止する場合は、バス利用者の承認を得た上で、休止または廃止の3か月前までに市長に協議するものとする。

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金額確定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市保育園バスの購入等に係る補助金請求書(第6号様式)により行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金交付の取消し、返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部

又は一部を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第16条の財産処分の制限期間内に本事業を廃止したとき。

(警察本部への照会)

第15条の2 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第16条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）を準用する。

(関係書類の保存期間)

第17条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、10年とする。

(補助事業等の状況報告)

第18条 補助事業者は横浜市保育園バスの運行状況報告書（第8号様式）の提出によって、事業の状況報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告は、保育園バス運行開始後3か月以内に行い、その後は市からの求めに応じて提出しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市保育園バス購入費等補助金交付要綱第1号、第4号、第7号及び第8号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。